

【特集】

袋井市の国民保護計画を策定します

市では、日本に対する武力攻撃や大規模なテロなどから市民の皆さんの生命・身体・財産を守り、その被害や社会生活などに及ぼす影響を最小限にとどめるため、「袋井市国民保護計画」を策定します。計画（案）について、皆さんからいただいたご意見を参考に検討を進めます。

皆さんのご意見をお寄せください。

☎防災課防災係 ☎443108

国民保護とは

日本に対する武力攻撃や大規模なテロなどから皆さんの生命、身体及び財産を守るため、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が平成16年9月に施行されました。

国民の保護とは、この法律に基づいて、万が一こうした事態が迫ったり、発生したりした場合、国・県・市の役割分担を定めて、住民の避難や救援、被害を最小限にするために実施する取り組みです。

この法律は、大きく分けると、「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の三つの柱で構成されています。

避難

武力攻撃や大規模なテロなどが万が一迫ったり、発生したりした場合に、国・県・市が連携して、皆さんの生命、身体及び財産を守るため、警報でお知らせします。また、必要に応じて避難誘導を行います。



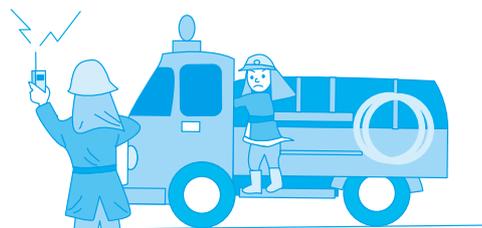
救援

救援活動は、避難所を設置し、食料や飲料水の提供、医療救護などをを行います。また、行方不明になったり、家族と離ればなれになったりした方たちのために、安否情報の収集や提供を行います。



武力攻撃災害への対処

武力攻撃や大規模なテロなどの被害をできるだけ小さくするために、国・県・市が協力して対処します。危険な場所に立ち入らないように警戒区域を設定したり、消防活動などを行います。



【特集】袋井市国民保護計画を策定します

袋井市国民保護計画の概要

袋井市の国民保護計画は、第1編から第5編で構成されています。

第1編 総論

市の果たさなければならないことや国民保護措置に関する基本方針など、計画全体に関する事項を定めています。また、国民保護措置の実施のため、関係機関などの事務、業務内容、さらには、市の地理的、社会的特徴などを示すとともに、対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態などについて定めています。

第2編 平素からの備えや予防

国民保護措置の実施に必要な組織・体制の整備、国民の避難・救援に関することを定め、また、物資及び資機材の備蓄、住民への啓発など、あらかじめ準備あるいは整備、把握しておくべき事項を明らかにしています。

第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態などにおける市の国民保護対策本部の設置、あるいは、警報、避難の指示及び伝達、救援の対応などのほか、安否情報の収集など、武力攻撃災害への対処などについて定めています。

第4編 復旧等

武力攻撃災害が発生した場合の施設などの被害状況について、緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び応急の復旧について定めています。また、国民保護措置に要した費用の支弁などについても定めています。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処について、原則として、武力攻撃事態などへの対処に準じて定めています。

国民保護計画とは

国民の保護のために、国の「基本指針」により、国の機関や県・市などがそれぞれの役割に基づき、避難や救援などの取り組みについて国民保護計画を策定します。平成17年度に県が、「静岡県国民保護計画」を策定し、平成18年度、市が「袋井市国民保護計画」を策定します。

市の国民保護計画

市の国民保護計画は、国民保護の施策を推進するために設置する「国民保護協議会」に諮問し、策定していきます。平成18年4月に「袋井市国民保護協議会」を設置し、9月28日、「第1回の袋井市国民保護協議会を開催し、国民保護計画について審議しました。」

国民保護に関する情報

内閣府国民保護ポータルサイト
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
pc-index.html
総務省消防庁（国民保護サイト）
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldlist2_1.html
静岡県防災局防災政策室（静岡県国民保護に関するページ）
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/index.htm>

「ご意見をお寄せください

「袋井市国民保護計画（案）」に対する市民の皆さんからのご意見、ご提案をお寄せください。計画策定の参考とさせていただきます。お気軽にご意見をお寄せください。

提出方法 郵送または、ファクス、Eメールで提出いただくか、直接、市役所2階防災課防災係まで持参してください。様式は自由ですが、件名「袋井市国民保護計画（案）について」住所氏名ご意見を記入して、提出してください（電話でのご意見は受け付けません。文書で提出してください。また、個別には回答できませんので、ご了承ください）。

意見募集期間 10月16日(月)～11月17日(金)必着

資料閲覧方法 袋井市国民保護計画（案）は、市役所2階情報公開コーナー、支所1階ロビー、月見の里学遊館、市ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）で閲覧できます。

④防災課防災係 FAX43-2132 ⑤**bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp** 〒437-8666 袋井市役所